

VKN4111A

電 話
FAX

国民健康保険料徴収猶予~~決定~~
~~不承認~~ 通知書

区 第 号

付けで提出のあった国民健康保険料徴収猶予申請について、次のとおり通知します。

1. 決定します。

被保険者証記号・番号					
年 度 区 分		賦課年度	年度	相当年度	年度
猶 予 期 間		から まで 箇月間			
保 険 料 額		円		内 訳	期分から 期分まで
納 付 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日		金 額
	上記の納付計画を定めた理由				

2. 承認できません。

理由

(審査請求等)

注 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大阪府国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た後でなければ決定の取消しの訴えを提起することはできません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで当該訴えを提起できます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

決定の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大阪市を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。)

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。